

第9回新宿区高齢者保健福祉推進協議会 議事録

平成30年2月6日(火)

11時～12時

○植村会長 本日は寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。まだおいでになっていらっしゃる委員の方もおられますけれども時間になりましたので、第9回の新宿区高齢者保健福祉推進協議会を開催させていただきたいと思っております。前回は9月に開会されて大分時間が経っているわけですが、その間にこの会でご検討いただきました高齢者保健福祉推進計画第7期の介護保険事業計画の素案を作りまして10月の末から11月にかけて、パブリックコメントと地域説明会を実施いたしました。そこでいろいろなご意見を頂いたところでございます。その意見を反映した形で今回素案から修正を行います。さらに事業の見込みについて具体的な数字が出て参りましたので、保険料の見込み等もわかってきました。その辺の前回から変わったところをご説明いただきます。3月までには計画を完成させなくてははいけませんし、議会等でもご意見をいただかなくてはいけないという事もございますので、この会でご意見をいただくのは最後になると思っております。皆様方からご意見をいただきたいと思っております。まずは事務局から事務連絡をお願いします。

○地域包括ケア推進課長 まずは委員の出席状況になります。現在、15名の出席を確認しておりますので、新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱第6条の定める定員数を超過しております。

○植村会長 ありがとうございます。それでは議事の方に入って参りたいと思っております。先ほど申し上げた通り、次期計画の修正された部分をご説明いただいて、この会としての意見をまとめていくということでございます。まずは事務局から資料の確認をお願いします。

(資料1) 「新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30年度から平成32年度)」(案)

(資料2) 「新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30年度から平成32年度)」(素案)パブリック・コメント及び地域説明会実施結果(概要)

(資料3) パブリック・コメントでの意見・質問要旨と区の考え方

(資料4) 地域説明会での意見・質問要旨と回答要旨

(資料5) 「新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」素案からの主な変更点

(資料6) 第11回新宿区高齢者保健福祉推進協議会作業部会 議事概要

机上配布 「民生委員制度創設100周年記念誌」

○地域福祉課長 昨年平成29年は民生委員制度ができて100周年ということで、全国的にいろいろな行事が行われました。新宿区でも様々な行事を行いました、その一環として100周年記念誌をつくらせていただきました。参考までにお配りしますので、ぜひご覧いただきたいと思っております。冊子の内容は、過去・現在・未来という構成になっておりまして、未来については関係者が集まって座談会をしてまとめてあります。その司会は植村会長にお願いしました。本当にお世話になりました。ありがとうございます。

○植村会長 ありがとうございます。それでは時間の関係もございまして、早速議事の内容に入って参りたいと思っております。まず先程説明をいただきました資料につきまして事務局の方から御説明をいただいて皆様方のご意見をいただければと思っております。では事務局の方でご説明をお願いします。

○事務局 では議題の（１）、新宿区高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画(案)についてご説明させていただきます。まず資料の１でございます。新宿区高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画(案)としております。こちらはパブリックコメントの意見等を反映したものでございます。後程何か所か説明をさせていただきます。

続きまして資料の２をお出しいただけますでしょうか。こちらはパブリックコメント及び地域説明会の実施結果概要となっております。まず１番、パブリックコメントについて、（１）期間：平成29年10月25日水曜から11月27日月曜まで、この期間中、出張所や高齢者総合相談センター等地域の施設に冊子を置かせていただいた他、ホームページの上での公開をさせていただき、区民の皆様から広く意見をうかがいました。その結果、（３）意見の件数、としましては、23人から114件のご意見をいただきました。意見の概要につきましては資料３にまとめてございます。（５）意見項目の内訳、です。章ごとに分けさせていただきましたが、ご覧の通りとなっております。そして（６）意見の計画への反映等、です。いただいた計画を計画にどう反映したかという事で分類をさせていただいております。A 意見の趣旨を計画に反映する、が２件、それからE 意見として伺う、が47件、F 質問に回答する、が33件、そしてG その他、これは誤字・脱字、表記への指摘等による修正を含みます。こちらが22件、そういったものが増えてございます。続きまして２ 地域説明会についてです。期間は10月31日から11月19日まで行いました。会場は区内10カ所の地域センターです。こちらで本計画とそれから「新宿区健康づくり行動計画」、教育員会の方で作成しております「教育ビジョン」をこちらの素案と合わせまして合同で説明会を開催いたしました。裏面をご覧ください。（５）参加者数ですが10か所で延べ125名に参加いただき、（６）意見件数は20名から53件のご意見をいただきました。意見内容につきましては資料４のとおりとなっております。（８）意見項目の内訳はご覧のとおりです。そして（９）意見の計画への反映等としましては、E 意見として伺う、が23件、F 質問に回答する、が21件、この２点が増えてございます。３の今後のスケジュールでございますが、こちらは会議の最後にご紹介をいたします。

続きまして資料の３、資料の４をお出しいただけますでしょうか。こちらはそれぞれパブリックコメントの意見、それから地域説明会でいただいた意見と区の回答をまとめたものでございます。全てを説明することはできませんけれども、全体の傾向といたしまして、高齢者保健福祉計画につきましては、グラフを足してほしいといったような意見や文書を見やすくしてほしいといった様なご意見等、理念というよりは表現についてのご意見をたくさんいただいております。それから介護保険事業計画につきましては、介護保険料についての意見が多くみられまして、全体として計画の方向性そのものの変更を必要とするようなご意見はございませんでした。それらの意見を受けまして、素案からの変更点についてまとめましたのが、資料の５になります。

資料の５をお出しいただけますでしょうか。こちらから５、６点ですけれどもご紹介をさせていただきます。まず高齢者保健福祉計画の方でございます。１枚おめくりいただきまして、２ページ、一番左の方にページがうってございますけれどもP40、こちらでは６期と７期の重点的取組の変遷が分かるようにしてほしいというご意見をいただきまして図を出させていただいております。ページは素案ではなくて今回お出ししております案のページになります。よろしければ資料１の40ページをお開きいただけますでしょうか。資料１、40ページの下の方に重点的取組の変遷について記載してございます。これは素案には記載のなかったものでございます。備考としまして、これはパブリックコメント、資料の３、No.47でございます。後程ご確認ください。資料５の方にお戻りください。資料５の２ページの下の方になりますけれども、これは事務局による自主修正という事でござ

いますけれども、トピックスを掲載いたしました。①から⑨まで九つのトピックスを今回出させて
いただいております。一例をあげますと、②地域支え合い活動の推進ということで、こちらは資料
の1番、計画案の56ページをお開きいただけますでしょうか。地域支え合い活動の推進～あなた
も「支え合い」の一員になりませんか～という事でこういった様なコラム的な記載を今回九つ出さ
せていただきました。続きまして介護保険事業計画の方に移らせていただきます。資料5の3ペー
ジをお開き下さい。3ページの一番上、ページでいうとP153とある所でございます。こちらはパブ
リックコメントで意見をいただいたものでございますが、介護保険制度の改正内容について記載を
してほしいとの意見をいただきまして内容について記載をいたしました。こちら資料1の153ペー
ジをお開き下さい。文章と共に票を記載してございます。続きまして資料5の3ページの下から3
つ目でございますが、P191と書いてある所でございます。こちらパブリックコメントでご意見を
いただいたものでございます。介護保険料算定に影響する保険者機能の役割の改正事項について記
載してほしいというご意見をいただきまして、文章を記載しております。こちらは資料の1、191
ページになります。ご覧いただければと思います。それから都資料には書いてございませぬけれど
も、介護保険料についてご紹介をいたします。資料の1番、ページが戻ってしまいましたが、184ペ
ージに介護保険料について記載をしてございます。上から3行目、月額6,200円となります。とい
う事で記載をさせていただきます。資料がとんで申し訳ございませんが、また資料の5番に
戻っていただけますでしょうか。資料5、3ページの一番下、P216以降という事で「施策別事業一
覧」の掲載でございます。こちらパブリックコメントでご意見をいただいたところでございま
すけれども、第3章の各施策について事業一覧を掲載していただきたいというご意見をいただきまし
て、今回掲載をさせていただきます。資料5の説明は以上になります。

最後に資料の6をご覧ください。資料6は1月9日に行われました高齢者保健福祉推進協議会作業
部会の議事概要でございます。こちらは後程ご覧いただければと思いますが、介護保険事業計画に
ついてのご意見が主に表面に、そして裏面には今回の計画には折り込めませんが次期におけ
る論点として、高齢者の住まいといったような所につきましてご意見をいただいたところでござ
います。資料の説明については以上になります。

○植村会長 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました、素案から案への修正点とい
う事でございますけれども、介護保険事業計画の部分はかなり数字が具体的に入ってきたというこ
とで、保険料の見込みもたったという事でございますけれども、一括で今ご説明いただきました内
容につきまして何かご意見ご質問等ございましたらご自由にご発言いただければと思います。

○青木委員 トピックス質問の項目ですが、付け加えた方がよろしいのではないかと考えている所が
2か所ございました。一つは134ページのトピックスの下の方の文字ですが、できるだけ健康に心
がけ介護予防や重度化防止に努めることが、ひいては保険料負担の軽減にもつながります、と書い
てありますので、それを受けてこのページの下項目が空いているので、介護保険法の第4条で国
民の努力義務が謳われているので、それを書いたらいいのではないかと考えました。それからもう
一つが52ページ、認知症サポーターの養成講座等を受けた方達がいろいろな見守り機能をもっ
ているのですが、何かの会議の時に同じグループの方達に、郵便局だとかコンビニとかいろいろな所
でこのサポーター研修を受けていて、受けたところはロバマークのシールがあると、そこをみてい
ただけると結構何百とあったと思いますと言ったら、そんなシールがある事を知らなかったと言わ
れました。ですので、ここも52ページの空いている所にロバマークのある所はそういうサポータ
ー講座を受けて見守りができる所なんですよという事が一言あればいいと思ったのでご検討いた

だければと思います。以上です。

○植村会長 ありがとうございます。事務局の方から何かありますか。

○介護保険課長 134 ページの介護保険のサービスについては状況を確認させていただいて、無理のない形で入れさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高齢者支援課長 認知症サポーターの件のご質問がありました。ロバのマークは認知症サポーター養成講座の全国一律のロゴマークであると認識しています。事業者登録のお話がありました。見守り登録事業者という区独自の支援の制度がございますので、そのお話かと思いながら拝聴していましたが、登録事業者の事も計画の様々の所で書かせていただいていますのでご指摘を踏まえて何か追加できないかどうか検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○植村会長 ありがとうございます。いずれもご指摘を踏まえて直す方向で考えていただきたいと思います。他にご意見ご質問等はございますか。パブリックコメントでは介護保険料をどうするのかということについてのご意見があったようでございますが、個人的な感覚を申し上げますと、思ったより安くなっている感じがします。6期の見込みよりも少し黒字になったということで、それが7期の保険料の引き下げに使われるということです。金額が入ったのは今回が初めてという事でございますが、それも含めましてご意見等はございますか。

この保険料の見込み額は抑えられてよかったという感覚で捉えるべきものなのか、あるいはその裏側として、保険料は必要な給付額があって計算されるので必要なことができていないのではないのかという見方もあるとおもいます。パブリックコメントのご意見等をどんな感覚で捉えればよいのかという事を含めて教えていただきたいと思います。

○介護保険課長 今お尋ねのあったパブリックコメントでのお話の中ではやはり介護保険料の金額に皆さんのご意見が集中しています。今の段階でも十分高い、これ以上高くなると困る、といったご意見をいただきました。我々が保険料を算出する時には、会長からのご指摘の様に必ず総給付費を出して計算いたします。その段階での数字と今試算している数字がほぼ同額でございます。会長から指摘のあった所の基金の補充という事がございますが、他にも介護報酬改定の0.54%の反映、31年の10月からの消費税増税を反映した部分、制度改正を反映した部分を徐々に加味した上で今回の数字を作り上げています。給付を減じたということではなくて必要十分なサービス量を計画してございますが、できれば保険料をそれほど引き上げたくないという思いもございますので、今回はこういった形で現段階では試算している所でございます。

○植村会長 ありがとうございます。パブリックコメントのご意見としてはできるだけ保険料を抑えてほしいというご意見がほとんどであったので、そういった意味では意見にそった形になっていますが、やるべき事はしっかりやって金額をやり繰りしていただいたという事だと思います。他にご意見ご質問等はございますか。

○山本委員 高齢者の立場からすると完全に年金生活だった場合健康保険も上がってくるので厳しいとの意見もたくさん出てくると思います。けれども運営が成り立たなければ困るので値上げがやむを得ないのであれば納得できるような数値を出していただいて、なおかつサービスの施設も含めてクオリティの維持をきちんと監督していただければありがたいと思います。

○植村会長 ありがとうございます。介護保険ができたときには地方自治の試金石という言葉がよく使われましたが、やるべき事や介護サービスをきちんと整えて充実していけば保険料も見合って高くなります。保険料を安くしようとするれば必要なサービスが行き届かないかもしれないという事で、住民がどちらを選ぶのか、まさに住民が決める事であるとよく言われました。段々に保険料が相当

高くなってまいりましたので、そうなってくると負担する方も大変という事もあるかと思いますが、山本委員のご発言の様に、負担はある程度やむを得ないけれどもやるべき事はきちんとやっていたかかないといけない、というのが住民の皆さんの基本的なお考えだと思います。先程ご説明いただいた様にやるべき事をきちんとやった上で、出来る限り負担は抑える方針でこの金額が出てきているので、やるべき事を削って金額を落としたわけではないと思います。

他に何かございますか。ご意見を計画に反映させていく機会はおそらく最後かだと思います。もちろんその後思いついた所、気がついた所がございましたら間に合う限りご意見を踏まえて修正をさせていただきたいと思いますが、今後のスケジュールを考えますと結構タイトな状況になっておりますので、ぜひご意見いただければと思います。

○秋山委員 資料1の39ページ、包括的支援事業の4つの取り組みから生活支援体制整備事業の取り組み内容の中の「生活支援コーディネーター」について脚注等が見当たらないので分かりやすく説明をしていただけませんか。

○植村会長 新しい事業なのでどこかに説明があればよろしいのですが、脚注がついている箇所もありますが、どこかに説明が入るのか、というご指摘です。

○地域包括ケア推進課長 生活支援体制整備事業の中の「生活支援コーディネーター」の記載ですが、47ページ、現状とこれまでの取組、＜地域支え合いの推進体制づくり＞の2番目の黒四角に「高齢者の生活を支えるサービス等の充実及び支え合いの推進のために、平成28年度から新宿区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを、地域型高齢者総合相談センターに生活支援担当者を、それぞれ配置しています。」とあります。その下にも生活支援体制整備協議会の記載がございます。

○植村会長 何をする所かを書いていただくと分かりやすいです。社会福祉協議会に設置されているので、事業としては社会福祉協議会の事業の中にあるかと思いますが、コーディネーターと名前のついた人がいるという事はその人の仕事があるという事であると思いますので、この47ページに書き加える形でもよいかと思います。

○地域包括ケア推進課長 失礼しました。さらに51ページ、4番目の黒四角に生活支援コーディネーターの役割が書いてございます。その下にも「新宿区社会福祉協議会に設置した生活支援コーディネーターが、地域型高齢者総合相談センターをはじめとする関係機関と連携して地域づくりを推進することができるよう、高齢者総合相談センターの体制の充実を図っていきます。」と記載がございます。

○植村会長 ありがとうございます。秋山委員何かございますか。

○秋山委員 第6期でも既に書き込みはありますが、地域力を増すために社会福祉協議会と組んで一般住民の意欲ある高齢者が地域で活動する場を設け互助を強化していこうという意向は読み取れますが、第6期にこういう働きをしてこういう事があったので、続けて推進するといった意味合いでこちらに書き込まれていると思います。生活支援コーディネーターになりたい人が出てきたときにどういうルートで採用されているのか、どういう仕組みになっているのか、とかがやや解りにくいのでその辺りはどうでしょうか。

○植村会長 ありがとうございます。社会福祉協議会の職員に生活支援コーディネーターの肩書をつけているだけなのか、きちんと要請して事業を行っているのか、その辺が解りにくい面があると思います。通常地域づくりならば社会福祉協議会自体の仕事ですので、そこから一步進んで介護保険、高齢者の支援という面からみた時にどういう位置づけになるのか、という事も含めてもう少し書き込んでいただきたいというご指摘です。いかがでしょうか。

- 地域包括ケア推進課長** 記載がばらばらで申し訳ございません。記載については検討させていただきますが、1点だけここで押さえておいていただきたいのは、生活支援体制整備の場合、生活支援コーディネーターは第1層として区が委託しています。委託先の社会福祉協議会に全体として1名の生活支援コーディネーターを置くという生活支援体制整備事業としては成り立ちになっています。ですから公募制という事ではございません。地域型の高齢者総合相談センターにも生活支援の担当を置きまして、そこと連携して区全体の高齢者にまつわるいろいろな課題の抽出、解決方法の模索、区への提言等を行っています。
- 植村会長** ありがとうございます。という事であればもう少し分かりやすいような書き方があるかと思えます。いずれにしてもこれは地域支援事業、つまり保険者事業の一環として介護保険の費用で行われている事業という事ですので、社会福祉協議会本来の事業ではなくて介護保険の事業を社会福祉協議会に委託して行っている形になりますから、介護保険の保険者の仕事としてこういう事をやっていますという事がわかるような書き方をしていただきたいと思えます。
- 秋山委員** ここは第6期から第7期にかけてより地域包括を発展させた地域共生社会に向けていくためには、かなりの目玉だと思います。そういう変わっていく所がわかりやすい説明があるとしてもいいし、より区民の方が自分の力を発揮できて参加がしやすい形の書きぶりは大事ではないでしょうか。どういう形で生活支援コーディネーターが任命されているか等、知りたい人は知りたいと思いました。
- 植村会長** ありがとうございます。生活支援コーディネーターを置いています、という事ではなくて、こういう事ができる様にとか、こういうふうになるようにとかそういう目標があって、生活支援コーディネーターを置いてこういう事をしていきますとか、参加の活動ができるようにこういう人を置いていますとか、そういう書き方ができればという事だと思います。
- 地域包括ケア推進課長** 貴重なご意見ありがとうございます。まさにその通りだと思います。地域を支えていく地域づくりの観点からも、より分かりやすい記載を早急に検討して参りたいと考えています。ありがとうございます。
- 植村会長** ありがとうございます。他にご意見、ご質問、ご指摘等ございましたらおねがいします。
- 都崎委員** これもわかりやすさについてです。虐待防止についての記載がありますが、私達専門家の対応は、ただ殴ったりするような事だけではなく、心理的なものとか、経済的なものとかいろいろな側面があることは理解していますが、虐待の発見を啓発していくという区の役割を考えると、例えば94ページに権利擁護ネットワーク図があったり、このページ前後にいろいろ虐待防止の推進についての施策が載っていますが、虐待とはといった内容がある事で区民の方が虐待を発見できることがあるのではないのでしょうか。
- 植村会長** ありがとうございます。いわゆる暴力だけではなくて、特に認知症の高齢者を巡っては暴力だけではなくて、いろいろな事が虐待にあたるという事がわかるような事をどこか書いていただければと思います。
- 高齢者支援課長** ご意見ありがとうございます。虐待に関しましては90ページ、91ページに書かせていただいております。虐待の定義についても例えば90ページの虐待の早期発見・相談の所の黒四角の2つ目に「実務マニュアル」に基づいて実施をしていると書かせていただいております。こちらの中で詳細に書かせていただいております。本編には中々書けていないですが、どこでどのような形で配布するかは、この場で即答できませんが、今考えているのは委員のご意見の趣旨

を踏まえながらマニュアル自体をわかりやすいものに変えていく事が実務上はより重要としますので、今年度中にそちらの方を改定させて頂ければと考えています。以上です。

○植村会長 ありがとうございます。計画もマニュアルもそうですが、行政サイドの作るものは、行政がしている事の説明になってしまうのですけれども、計画は区民の皆さんが読んで、また自分達も何をすべきかを考えて頂くものでもあるので、できるだけわかりやすく、理解しやすいような工夫をして頂ければと思います。

他にご意見、ご質問等はないという事なので、頂きましたご意見は最終的な計画の中に反映させていくように努力したいと思います。具体的な修正文等についても一度皆様方のご意見をこういう場でうかがう時間がございませんので事務局とも相談しながら進めて参りたいと思いますが、一任を頂くという事でよろしいでしょうか。

では今後のとり進め方、スケジュール等につきまして事務局からご説明をお願いします。

○事務局 本日も限られた時間でございましたが様々なご意見をいただきましてありがとうございます。最後に今後のスケジュールを説明させていただきます。スケジュールにつきましては資料2の裏面一番下「今後のスケジュール」をご紹介します。本日いただきましたご意見等につきましても会長とご相談の上修正を加えさせて頂きまして、今後頂いた意見等や修正いたしました計画案につきましては広報しんじゅく平成30年3月25日号に載せる他、区のホームページ等で公開をさせていただきます。最終的には3月末に計画書を発行させていただきます。今後のスケジュールは以上になります。

○植村会長 ありがとうございます。4月1日からの計画でございますので、そこからきちんと実行に移ってくることとなりますので、もはや計画案であってはならないので、それまでに内容をきちんと固めまして最終的のものを作り4月1日から実施に移るという流れになるかと思います。この協議会の一番大きな仕事は第7期の計画をつくる事でございまして、それにつきましては先程から申し上げております様にこの協議会は今日の会議をもちまして皆様のご意見をいただいて最終的なものを作り上げていくという事にさせていただければと思います。次回の協議会は次の第8期のスタートになってしまいまして、従来の流れからいきますと7月頃に開催することになります。その間に委員の任期が参りまして、引き続きお願いする委員もいらっしゃると思いますが、期としては次の期の委員に引き継がれる形になり、今回の第7期の計画の進捗管理と次期計画の策定が始まる、という流れになると思います。こういう形で今の委員の皆様方にお集まりいただくのは今日が最後になると思います。できましたら皆様方から一言ずつお伺いできればと思いましたがいろいろな日程の都合で今日は時間がそれほど取れないことになってしまいました。これをもちまして長い間いろいろな意見をご活発にご審議いただきまして本当にありがとうございましたおかげさまで良い計画ができたかと思っております。本当に長いこと有難うございました。これをもちましてこの協議会は最後という事になると思いますので今回の会議の閉会と同時に皆様方にお礼を申し上げまして会合を終わらせたいと思います。長い間ありがとうございます。